

ゼロ市債の活用による建設工事の早期発注のお知らせ

十日町市では、公共工事の施工時期等の平準化及び早期完成を図るため、新年度分の公共工事の入札や契約を前年度中に行う「ゼロ市債」を活用します。

ゼロ市債とは

市の会計は単年度会計であり、工事等の発注は原則として、新たな年度になってからの入札・契約手続となります。このため、年度当初からの工事着工は難しく、閑散期が生じ、逆に年末等に工事が集中してしまう状況があります。

そこで、施工時期等の平準化を図るため、単年度会計の例外である債務負担行為を市議会の3月定例会で設定し、新年度の公共工事の入札や契約を前年度のうちにを行うことにより、前年度中又は新年度当初の工事着工を可能にするものです。

債務負担行為を設定する年度には、前払金等の支出はなく（ゼロ）、翌年度以降の支出となることから、「ゼロ市債」と言われています。

発注方法・入札手続について

- ・通常の建設工事と同様、入札公告は新潟県入札情報サービスで行い、参加申請及び入札は電子入札システムで受け付けます。
- ・制限付一般競争入札に付した案件は、通常の建設工事と同様、十日町市ホームページ「入札・契約に関連する情報」でもお知らせします。
- ・ゼロ市債を活用した建設工事については、工事名に（ゼロ市債）と明記します。

契約・支払手続について

- ・ゼロ市債を活用した工事において、前払いや中間前払い、部分払いの請求が可能となるのは、新年度4月1日以降になります。
- ・事業年度を超える際の契約変更は不要です。